

第18回大田市農業委員会総会議事録

- 1、日 時 令和元年6月24日（月） 13：30 開会
14：47 閉会
- 2、場 所 大田市役所 2階第2会議室
- 3、出席委員 （15名）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 杉本勝徳 | 2番 古志泰博 | 3番 森脇公二郎 |
| 4番 竹下正也 | 5番 奥 雅守 | 6番 武田廣司 |
| 7番 福田佳代子 | 8番 戸嶋総一 | 9番 坂根 正 |
| 10番 田原洋司 | 11番 岩谷洋司 | 14番 大谷成志 |
| 15番 漆谷幸男 | 16番 三谷 薫 | 17番 山下 傳 |
- 4、欠席委員 （2名） 12番 戸島長四郎 13番 落合政顕
- 5、提出議題

| | |
|-------|--------------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議案第1号 | 非農地証明願について |
| 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について |
| 議案第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第6号 | 農用地利用集積計画による利用権等の設定について |
| 議案第7号 | 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の見直しについて |
- 6、その他
 - (1) 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」
 - (2) 事務連絡
 - ・利用状況調査に係る現地説明会及び研修会について
 - ・研修大会（8／21：島根県民会館）出欠報告について

- ・活動記録簿の提出について
- (3) 農地機構だより～第8号～について（しまね農業振興公社）
- (4) 専門委員会について
 - ・地域農業研究委員会（休会）
 - ・情報調査研究委員会（休会）

7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

| | | |
|----------|------|------|
| 農業委員会事務局 | 事務局長 | 渡邊義雄 |
| | 農政係長 | 白石利伸 |
| | 農地係長 | 中村弘幸 |
| | 主任 | 鉦 久美 |
| 農林水産課 | 主任主事 | 三島貴子 |

議 事

局 長 定刻となりましたので、第18回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のごあいさつをいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第18回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、出席委員は15人でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、4番竹下委員、6番武田委員よろしくお願いたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。第17回総会から本日までの経過報告です。

5月23日(木)、第17回総会を市役所で開催しました。

6月10日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席しました。

6月13日(木)、島根県農業会議通常理事会が松江市で開催され、田原会長が出席しました。

6月19日(水)、運営委員会を市役所で開催しました。

6月23日(日)、三瓶ブロック利用状況調査現地説明会を開催しました。

6月24日(月)、本日第18回総会を市役所で開催しております。

今後の予定です。

6月26日(水)、仁摩・温泉津ブロック利用状況調査現地説明会を開催予定です。

6月28日(金)、東部・中央・西部ブロック利用状況調査現地説明会を開催予定です。

また、島根県農業会議通常総会と会長・事務局長研修会が松江市で開催され、田原会長と事務局から私が出席の予定です。

す。

7月10日(水)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。

7月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。

7月23日(火)、第19回総会を市役所で開催予定としております。

7月26日(金)、農地利用状況調査研修会を市役所で開催予定としております。

7月30日(火)、高山ブロック利用状況調査現地説明会を開催予定です。以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

報告第1号から議案第5号までは、農地法関連でございますので、会議規則第6条第1項の規定によりまして、議事の進行は、山下代理の方に進行をお願いいたします。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。(代理)

報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては、5件でございます。

番号1番波根町でございます。

〇〇〇番、1,475㎡は、平成28年3月8日から令和7年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作者変更のため、令和元年5月27日に合意解約されたものであります。

番号2番波根町でございます。

〇〇〇〇番、2,443㎡は、平成25年4月6日から令和元年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作者変更のため、令和元年5月27日に合意解約されたものであります。

番号3番及び番号4番久手町でございます。

番号3番、刺鹿〇〇〇〇番〇、1,253㎡は、耕作者と農地中間管理機構との間で、平成29年8月26日から令和9年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が

設定されておりました。

番号4番、刺鹿〇〇〇〇番〇、1,253㎡は、農地中間管理機構と所有者との間で、平成29年7月6日から令和9年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、水田の状態が悪く、耕作ができないため、令和元年5月28日に合意解約されたものであります。

番号5番仁摩町でございます。

大国〇〇〇番〇、1,007㎡は、平成27年4月7日から令和2年3月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作面積変更のため、平成31年3月31日に合意解約されたものであります。以上でございます。

議長 (代理) はい。報告案件ではあります。報告された後の農地状況について、担当委員さんの方で何か情報がございましたら発表してください。

11番 〇〇〇〇〇〇と直接賃貸借契約を結んでいたものを、農地中間管理機構を通しての契約となりますので、耕作者については同じところになります。

10番 3番、4番久手町の関係ですが、農地中間管理機構を通しての契約だったんですが、水田の状態が悪くて、私も現地を確認に行きました。湿田が酷くて、周りは乾いているのにここだけは非常に状態が悪くて、地主の〇〇さん、耕作されている方〇〇さんが言われるのに、道路の反対側に水路がありまして、水路の水が何らかのことで入ってきているのではないかなというようなことでした。〇〇さんも去年の刈入れの時に、機械がはまって大変な目にあったと言っておられました。これはもう耕作できないということで解約になるようです。

〇〇さんとも話をしたんですが、草刈りしようにも足元が悪すぎて草刈りも思うようにでない状態であり、埋めたいがとの相談も受けたことがあります。管理が何とかできるように私としても、相談に乗ってあげないといけないかなと思っています。ただ、次耕作される方は決まっていますので、地主の〇〇さんは何とか維持管理だけはしたいと言っておられますのでご報告いたします。

議 長 これは土地改良したところですよ。

(代理)

10番 そうです。

議 長 はい、では次、整理番号5番お願いします。

(代理)

5番 この案件ですが、耕作面積を変更されまして、この後議題にも出てきますけど、同じ方が利用権の再設定をされます。

議 長 面積が違っていたので、正しい面積で再設定するというこ
(代理) とですか。

5番 そうです。

議 長 只今それぞれ報告がありました、報告案件でありますので、次に進みたいと思います。

(代理) 続きまして、議案第1号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

中村係長 議案第1号非農地証明願につきましては、5件でございます。

番号1番静間町及び五十猛町でございます。

申請地、静間町〇〇〇番〇、455㎡は、「大田市衛生処理場」の南約300m、「県道久利五十猛停車場線」から「市道静間五十猛線」に入り、東へ約400m進んだ市道南側に位置しております。

当該申請地は、所有者が県外居住者であり、また、後継者もおらず、昭和50年頃から耕作をしていないため、竹や灌木等が生い茂っている状態であります。現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当すると思われま。

続いて、五十猛町〇〇〇番〇〇、同〇〇〇番、合計409㎡は、「J R山陰本線・五十猛駅」の北約150m、「国道9号・五十猛隧道」周辺に位置しております。

当該申請地についても、静間町分と同様の状況であります。町名は異なりますが、所有者が同一人であるため、一件の申請として提出されたものであります。

番号2番五十猛町でございます。

申請地、五十猛町〇〇〇〇番〇、13㎡は、「J R山陰本線・五十猛駅」の北東約100m、「県道久利五十猛停車場線」の北側に位置しております。

当該申請地は、住宅地に隣接し、少なくとも、昭和10年

以前には物置が建築されており、現況は宅地であります。本件は人為的な転用行為ですが、農地法が施行された昭和27年10月21日以前の行為で、農地法の規制がありませんでしたので、非農地証明の承認を受けるため、このたび申請したものであります。

番号3番水上町でございます。

申請地、白坏〇〇〇番、同〇〇〇番〇、同〇〇〇番〇、合計923㎡は、「水上まちづくりセンター」の南約1km、「主要地方道仁摩邑南線」と「市道水上祖式線」の交差点から北側へ約100m進んだ地点に位置しております。

当該申請地は、所有者が県外居住者であり、50年以上前から耕作をしておらず、竹や灌木・雑草等が茂っている状態であります。現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当すると思われま。

番号4番祖式町でございます。

申請地、祖式町〇〇〇番〇〇、同〇〇〇番〇、合計409㎡は、「祖式八幡宮」の南東約150m、「主要地方道大田桜江線」から「県道湯里停車場祖式線」に入り、約200m進んだ市道南側に位置しております。

当該申請地は、所有者が高齢であり、また、後継者も県外に居住しているため、25年以上前から耕作をしておらず、山林化しております。現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当すると思われま。

番号5番祖式町でございます。

申請地、祖式町〇〇〇〇番〇〇、188㎡は、「祖式まちづくりセンター」の北西約1km、「主要地方道大田桜江線」から「県道湯里停車場祖式線」に入り、約1.2km進んだ北側に位置しております。

当該申請地は、所有者が高齢であり、また、後継者も県外に居住しているため、30年以上前から耕作をしておらず、山林化しております。現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当すると思われま。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告
(代理)をお願いします。

16番 静間町の〇〇〇番〇ですが、現地確認したところ、大きな木は少ないんですが、竹や灌木が生い茂っておりまして農地

への復旧は困難であると判断いたしました。

また、五十猛町の案件2件は、三井推進委員と現地確認しました。〇〇〇番〇〇は国道9号線のトンネルの上に位置しておりまして、現況は木が生い茂っており山林となっております。とても近づけない状態でありました。

また、〇〇〇番は同じ山の谷になっているんですが、低木が生い茂っていたところをごさいまして、農地としての復旧が困難であると判断しました。

続いて番号2番ですが、これも三井推進委員と確認しました。申請地は住宅に隣接しておりまして、物置が建っており、耕作は不可能な場所で、農地ではないと確認いたしました。

議 長 次お願いします。

(代理)

8 番 現地は、灌木や杉の大木が生えておりまして、とても農地に復旧できるような状態ではありません。

議 長 次お願いします。

(代理)

6 番 6月20日に現地確認しました。場所が特定しにくいほど山林化しておりまして、戸嶋委員と田中推進委員と確認しました。20年から30年管理していないということで、完全に山林になっており、農地への復旧は不可能だと判断しました。

議 長 次お願いします。

(代理)

8 番 この場所も農地に復旧できるような状態ではございません。農地復旧は困難と認めました。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告を頂いたんですが、共
(代理) に高齢であったり、県外にいらっしやったりで、長年耕作がされていなかったということをごさいますが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって非農地証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請につ

きましては、5件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番山口町でございます。

申請地、山口〇〇〇〇番外2筆、合計938㎡は、「北三瓶まちづくりセンター」の北東約450m、「主要地方道大田佐田線」から「市道山口市街線」に入り、約400m進んだ、「町自治会館」の北側に位置しております。

本案件は、農地法施行規則第17条第2項における「空き家付き農地指定地番」の所有権移転に係るものであります。

譲渡人は、現在、大田町に居住しており、山口町の家屋については、平成29年1月18日に、「空き家バンク」への登録を行いました。当該申請地についても、平成29年3月24日に、「空き家付き農地の地番指定」を受けております。

譲受人は、このたび譲渡人の家屋を取得し、家屋に近い当該農地を譲り受け、管理・耕作を行っていくものであります。

番号2番及び番号3番久手町でございます。

この2件は、隣接する農地で、譲受人も同一人でありますので、まとめた説明といたします。

番号2番、刺鹿〇〇〇〇番〇、6.12㎡は、「道の駅ロード銀山」の西約500m、「国道9号」から「市道上現1号線」に入り、「市道竹原1号線」を經由し、「市道竹原4号線」を約100m進んだ地点の西側に位置しております。

番号3番、刺鹿〇〇〇〇番〇、258㎡は、番号2番の申請地に隣接しております。

譲渡人は、息子が労力不足であり、耕作や維持・管理ができないため譲渡するものであります。

譲受人は、当該申請地外に居住しておりますが、両申請地は、譲受人の息子が新築予定の土地に隣接しており、今後、来訪機会が増えるため、当該農地を取得し、農業経営を拡大するものであります。

番号4番久手町でございます。

申請地、波根西〇〇〇番〇、158㎡は、「大田市波根地区工

業団地」の西約600m、「国道9号」から「市道大西柳瀬線」に入り、約100m進んだ地点の西側に位置しております。

譲渡人は、農業経営を廃止するため譲渡するものであります。

譲受人は、今回の取得で農業経営を拡張し、経営の安定化を図るものであります。なお、譲受人には、貸付地が1筆ございますが、これは、周辺で大規模な農業経営を行っている法人が耕作している農地周辺の土地で、農業経営の拡大を図る趣旨に賛同し、貸し付けているものであります。

番号5番長久町でございます。

申請地、長久イ〇〇〇番〇外1筆、合計2,391㎡は、「大田自動車学校」の西約300m、「県道和江港大田市停車場線」から「市道川北9号線」に入り、約200m進んだ地点から、「市道川北4号線」を経由し、「市道川北1号線」を約50m進んだ北側に位置しております。

譲渡人は、労力不足であり、耕作や維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地の隣接農地を所有・耕作しており、今回の取得で農業経営を拡大し、経営の安定化を図るものであります。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、地域との調和要件を（代理）踏まえて、現地調査の結果報告をお願いします。

2番 農地バンク関連の土地でして、家の後ろの畑になります。家の所有者と同じ方が管理されるのが最適であると判断します。異議はございません。

10番 久手町関係でございます。

番号2、3でございますけど、この後議案に出てくる案件と関連があります。〇〇さん、息子さんが取得する農地の隣接に住宅建築を計画されておまして、それに伴って隣接の農地をお父さんが取得するというので、先週土曜日22日に、渡邊推進委員と現地確認しました。すぐそばに譲渡人の一人であります〇〇さんがおられますので、事情をお伺いしました。親子で農地と住宅建築を目的に農地を取得する訳ですけど、一緒に住まれるんでしょうかとお尋ねしたところ、そこまでは聞いていないとのことでした。事務局の説明があったように、こちらに出かける機会も多くなるであろうとい

うことで、また、隣の息子さんも管理が可能となるということのようです。実際も現地は畑でして、地域との調和要件も問題がないということで、異議はございません。

番号4ですが、〇〇〇〇さんこの周りで野菜等作っておられます。貸付地もありますけども、精力的に営農されておられますし、こちらの方の畑も、地域との調和要件も問題がないと判断しており異議はございません。

9 番 番号5番につきまして、〇〇〇〇さんの田んぼですけど、現在〇〇〇〇さんが耕作しておられまして、〇〇さんについては、管理面というか、現在耕作されている方も困っておられるようでして、〇〇さんにつきましてはちょうど県道が通るといふことで、農地が買収になったので、換地を探しておられまして、〇〇さんの後ろの方の田んぼを2筆、ちょうど良い機会ということでした。

ただ、今年の作付けは既に〇〇さんがされておられまして、来年から〇〇さんがされるということで、〇〇さんも承知されておられます。

〇〇さんも真面目に田んぼを作っておられる方でして、異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ（代理）ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

（異議なしの声多数）

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること（代理）とし、おって許可書を交付することといたします

続きまして、議案第3号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定につきましては、1件でございます。

本案件につきましては、農地法施行規則第17条第2項の適用における空き家付き農地にかかる下限面積について、地番指定を行うものでございます。

番号1番、波根町でございます。

指定を受ける農地は、波根町〇〇〇〇番〇、畑、409㎡及び同〇〇〇〇番〇、畑、178㎡でございます。

空き家バンク登録された空き家は上町自治会内にございま

す。

通称、波根八幡宮の南、約100mに位置しており、住宅密集地にあります。

「市道波根市街線」沿いに空き家がございます。

申請農地は、空き家に隣接しております。

申請者は、町外に居住しているため、平成31年2月27日に空き家バンクへ登録されました。その住宅と一体的に処分できるように地番指定を受けるものでございます。

農地の状況につきましては、担当農業委員と現地確認を行いました。〇〇〇〇番〇については耕作がされておらず、〇〇〇〇番〇については雑草等が繁茂している状況でした。

このため〇〇〇〇番〇は2号遊休農地、〇〇〇〇番〇は1号遊休農地という判断をいたしております。また、周辺農地に支障を生じないことも確認いたしております。

この地番指定についてご承認いただきますと、決裁処理を行い、本日付けをもって告示する予定でございます。以上でございます。

議 長 空き家関連の農地の地番指定ですが、担当委員さんの現地
(代理) 確認の報告をお願いします。

1 1 番 草が生えている状態、また一部作付けがされている状態で、ほとんど管理がされていない状態です。近隣のところで購入していただき管理されるのもひとつの方法なんですけど、面積が条件に合う方もいらっしゃるし、空き家に入られた方がきちんと管理をしていただければ幸いと考えております。異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ
(代理) ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

8 番 この農地は農用地域内ですか。

1 1 番 区域外です。

議 長 空き家の方はいつ登録されたかわかりますか。

(代理) 〇〇〇〇さんで登録されているんですけど。

白石係長 番号4に記載があります。

議 長

(代理) 平成31年2月27日ですね。

1 0 番 この地図で言うと、〇〇〇さん。これに隣接している農地

ということですね。

1 1 番 2年位前に亡くなっておられます。
議 長 ○○○さんと○○さんはどういう関係ですか。
(代理)

1 1 番 ご夫婦です。ご主人が亡くなられてから、仁摩町へ転居されています。

議 長 そうしますと、特に異議がないようですので、当委員会と
(代理) しては承認することとし、本日付けで地番指定の告示を行うことといたします。

続きまして、議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、2件でございます。

番号1番久利町でございます。

申請地、行恒○○○番○、182㎡は、「三瓶生コン株式会社」の南東約450m、「主要地方道大田桜江線」から「市道行恒線」を經由し、「市道行恒神社線」に入り、約50m進んだ地点に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請地は、申請者の亡兄家族の住宅地に隣接しており、亡兄が、平成20年から平成28年にかけて、農機具格納庫及び住宅用浄化槽を建築したものであり、追認案件でございます。

なお、本申請にあわせて「顛末書」が添付されております。

番号2番仁摩町でございます。

申請地、仁万○○○○番○、12㎡は、「大田市役所仁摩支所」の東約500m、「主要地方道仁摩邑南線」から「市道大井手宮村線」に入り、約100m進んだ地点から、「市道仁摩城福寺線」を約100m進んだ北側に位置しております。

農地区分は、山陰道「仁摩・石見銀山インターチェンジ」から約300mに位置しており、第3種農地に該当します。第3種農地の転用は、立地基準上、原則、許可となっております。

申請者は既存の墓地が山中にあり、参拝や管理が困難であるため、自宅に程近い当該所有農地に墓地を設けるものでございます。

なお、当該申請地は、農業振興地域農用地区域内農地でありましたが、5月23日、農振除外申請が承認されておりますことを申し添えます。

今回申請のありました2件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告（代理）をお願いします。

1番 先日、木田推進委員さんと現地確認をいたしました。亡くなられた〇〇〇〇さんの死亡に伴って相続する人がいないということで、ご兄弟が相続をされるということで亡くなられた方が母屋を建てられるにあたって、浄化槽、農機具の格納庫等利用される建物が建っておりました。当時で言うと言う手続きを取らずに転用されたということですが、既に亡くなられているということもあり、顛末書も出されているということで、異議はございません。

5番 申請者の方高齢になられまして、自宅近くに墓地を移設されるものであります。異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ（代理）ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

8番 大体、顛末書というのは、1回そういう事があった場合、2回目も添付すれば通るものですか。

また、事務局からこういう物を出しなさいという指導があるのですか。

中村係長 追認案件ですので、出していただくようにしています。

また、どういう状況だったのかという事情も詳しくお聞きしています。

8番 それでは、2回目はもうだめだな。

中村係長 2回目といたしますと。

8番 今回やって、将来また出てきた場合、これはもうだめですね。

中村係長 既成事実としてもう何年も経っているものであれば、複数そういう案件が出てきた場合、受付するしかないと判断します。但し、余程悪質なものであれば、判断は変わる可能性があります。

8番 通常の場合は。

中村係長 貴方は過去に1回ありますから、もうだめですよということにはならないと考えています。

また、現地確認すれば、状況は推察されます。

8番 法的に罰せられることはありますか。

中村係長 農地法には、罰則条項がありますので、状況によっては適用されることもあるかと思えます。全国的にみれば、あったということも聞いています。

議長 余程悪質な違反転用だと認定されたからでしょうね。

(代理)

10番 現状復旧命令などありますね。

議長 他に質問、異議等ないようですので、当委員会としては承認することとし、おって許可書を交付することといたします。

(代理)

続きまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、3件でございます。

番号1番大田町でございます。

申請地、大田口〇〇〇〇番〇、281㎡は、「大田市役所」の東約200m、「国道375号」から「市道山崎稲用線」に入り、約150m進んだ地点から「市道山崎10号線」を約200m進んだ付近に位置しております。

農地区分は、都市計画用途地域の「第一種住居地域」であることから第3種農地となります。第3種農地の転用は、立地基準上、原則、許可となっております。

借受人は、当該申請地に、2階建て貸集合住宅を1棟・10戸新築するものであります。あわせて、15台分の駐車場、駐輪場、物置、ごみ置場を設置するものであります。

番号2番久手町でございます。

申請地、刺鹿〇〇〇〇番〇、98㎡は、「道の駅ロード銀山」の西約500m、「国道9号」から「市道上現1号線」に入り、「市道竹原1号線」を經由し、「市道竹原4号線」を約100m進んだ地点の西側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、居住する宅地に隣接する当該農地を譲り受け、宅地を拡張し、駐車場を整備するものであります。

番号3番久手町でございます。

申請地、刺鹿〇〇〇〇番〇外1筆、合計395㎡は、「道の駅ロード銀山」の西約500m、「国道9号」から「市道上現1号線」に入り、「市道竹原1号線」を経由し、「市道竹原4号線」を約100m進んだ地点の西側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、現在、アパート住まいであります。子どもの成長により、手狭になったため、当該農地を譲り受け、個人住宅を新築するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議長 (代理) はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告をお願いします。整理番号1番は、17番私の担当です。

17番 市役所の西側、分庁舎があるんですけど、そこに入った奥まったところですけど、周辺は住宅地となっており、3種農地ということで、特に問題はないと思います。

議長 (代理) 整理番号2番をお願いします。

10番 2番、3番久手町関係です。こちらの方先ほど議案第2号で説明しましたとおり、22日渡邊推進委員と共に現地の確認と〇〇さんの方に事情を聴きに行っております。2番、3番〇〇さんの家があって2番の土地があって、3番の土地があるという地続きの状況です。宅地拡張につきましては、〇〇さんの隣接地でもありますし、異議はございません。

また続いて番号3番ですが、〇〇さんが取得をされて住宅を建設されるということですが、こちら先ほど説明しましたように〇〇さんの家があって、隣に〇〇さんの家が建つということ、住宅が続くということでございます。〇〇さん近くの工務店にお勤めのように、アパート住まいから1戸建ての家を建てるとのことです。異議はございません。

議長 (代理) 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。
(異議なしの声多数)

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること

(代理) とし、おって許可書を交付することといたします。

以上で農地法関連の議案の審議を終わります。

議長 引き続き、議案第6号農用地利用集積計画による利用権の(会長)設定等について農林水産課から説明をお願いいたします。

主任主事 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定、中間管理権及び所有権移転についてご説明します。

令和元年7月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

三瓶町志学、田1,733㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

富山町、田2,460㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久手町、田2,436㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者1名。

鳥井町、田1,866㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者1名。

五十猛町、田10,400㎡、筆数6、設定する者2名、設定を受ける者2名。

仁摩町、田2,700㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者2名。

合計、田21,595㎡、筆数15、設定する者10名、設定を受ける者8名。利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

川合町、田2,670㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

富山町、田5,450㎡、筆数4、設定する者2名、設定を受ける者1名。

久手町、田4,893㎡、筆数3、設定する者3名、設定を受ける者1名。

静間町、田3,445㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

温泉津町、田4,039㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

仁摩町、田14,682㎡、筆数13、設定する者5名、設定を受け

る者1名。

合計田35,179㎡、筆数24、設定する者13、設定を受ける者はしまね農業振興公社1名です。

続きまして、農用地利用集積計画案、所有権移転、桃色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

久手町、田1,767㎡、筆数1、所有権移転する者1名、所有権移転を受ける者1名。

以上ご審議の程よろしくお願します。

議長 (会長) 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

それでは、最初の三瓶町志学の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思います。

15番 先日、藤井推進委員さんと利用される〇〇さんとお話をお伺いしました。再設定でもありますし、異議はございません。

議長 (会長) 続いて富山町お願いします。

4番 1番と2番は再設定でもありますし、異議はございません。

議長 (会長) 続いて久手町です。私の担当地区です。

10番 1番、2番とも〇〇さんが利用権の設定を受ける訳ですが、先月も説明をいたしました案件と同じでして、〇〇さん非常に管理が悪いということで、地権者の方から色々と苦情が出ておりましたけども、私、推進委員、農地中間管理機構相談員、JA円滑化団体と一緒にあって〇〇さんと協議を重ねました。3年間きちっと管理をし、農地をきれいにするという確約を得ましたので、今回の契約になっておりますので異議はございません。

議長 (会長) 続いて鳥井町お願いします。

16番 鳥井地区は2件でございまして、共に〇〇〇〇〇〇〇が利用権の設定を受けることになっております。代表者の〇〇〇〇〇さんに話を聞きました。牧草を作付けするとのことでした。異議はございません。

議長 (会長) 続いて五十猛町お願いします。

16番 五十猛は6件ございますが、6件とも再設定です。
一応現地確認しました。〇〇さんは米を作付けされておりました。後の3件の〇〇さんは牧草の作付けをされるそうです。異議はございません。

議長 続いて仁摩町お願いします。
(会長)

5番 1番、2番とも再設定でございますので異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

他にないということで、承認とさせていただきます。

続いて黄色の表紙、中間管理権に移ります。

川合町の調査結果の報告をお願いしたいと思います。

3番 〇〇〇〇さん、以前〇〇〇〇さんから農地を買われて、今回ほ場整備が入るということで、この形になっています。圃場整備後はまた田んぼとして利用するとのこと。

議長 続いて富山町お願いします。
(会長)

4番 1番と2番ですけど、〇〇〇さんが作られるということで、現地に行きましたところ綺麗になっていました。異議はございません。

3番、4番は〇〇〇〇〇〇〇〇〇が継続して耕作するので、異議はございません。

議長 続いて久手町、私の担当地区です。
(会長)

10番 1番から3番までそれぞれ地域の担い手であります〇〇さんが、農地中間管理機構から借りて耕作されるようでございます。異議はございません。

議長 続いて静間町お願いします。
(会長)

16番 〇〇さんは以前より耕作を委託されておりましたが、それを受託されている方が高齢で経営規模を縮小するために今回、農地中間管理権を設定されるものでございます。〇〇〇〇〇〇〇〇に委託されるということです。異議はございません。

議長 続いて温泉津町井田お願いします。

(会長)

5 番 落合農業委員より異議はないとお聞きしておりますので、その旨ご報告いたします。

議 長 続いて仁摩町お願いします。

(会長)

5 番 整理番号1番から13番ですが、隣接する農地を、農地中間管理機構を通して的さんが耕作されるようです。異議はございません。

議 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせていただきます。

(会長)

続いて桃色の表紙、所有権移転に移ります。

久手町は私の担当地区です。

10 番 農地中間管理機構から買われる方〇〇〇〇〇さんです。地域の担い手です。異議はございません。

議 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(会長)

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで、所有権移転の方も承認とさせていただきます。

(会長)

議 長 引き続き、議案第7号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の見直しについて事務局の説明をお願いいたします。

(会長)

白石係長 議案第7号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の見直しについて、説明いたします。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等の際、取得後の耕作の事業に供すべき面積、下限面積は、都府県では50aとなっております。本市におきましては、農林業センサスの結果等に基づき、下限面積の別段面積を設定しております。最近の変更で言いますと、平成28年7月25日付けの告示により、現在の下限面積となっております。

下限別段面積については、「農業委員会の適正な事務実施について」という通知に基づきまして、毎年農業委員会で検討することになっております。お手元に、大田市農業委員会が

定める「別段の面積」(案)を配付させていただいておりますが、内容は現行の下限面積と変更がない面積でございます。

昨年度はブロック単位での設定の検討も行いましたが、ブロック単位にすることにより現行面積より上昇する地区があった等の事情により、従前どおりの地区割とし据え置いた経緯がございました。

議案として提案した案は、先月の情報調査研究委員会、今月の運営委員会において協議した結果でございますので、山下代理から経過等の報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 17番 (代理) 情報調査研究委員会で検討した状況を報告いたします。前回の農林業センサスが2015年に実施されたものについて、資料の2枚目にありますが、旧町村ごとに地域の概ね100分の40程度になる農家数の規模をベースとして、下限面積を設定したんですけど、先程来からありますように、利用権設定等で旧町村単位を超えて広範にわたって、耕作がなされている状態を踏まえれば、現在のような旧町村単位の狭い範囲での設定というのは、どうかなということと、農業委員会活動がブロック毎の単位に地域ごとの農地の利用について検討しようじゃないかという体制になったということを考えれば、もう少し広範な範囲での地域を区切って面積を設定すべきではないかというような意見もあったりして、検討したんですけど、今年度見直しをするだけの材料がない。外的要因というか、数字を算定するだけの基になる要素がないということで、今年度は昨年度の数値をそのまま使用するというにしたいと思っております。ただ、別段面積の方は考え方としては、面積をできるだけ小さくしたいという要望というか、願望があるんですけど、一方では先ほど述べた利用権設定のように、段々担い手さんへの農地の集積ということがありますので、相反する方向になっているんですけど、本来の農業委員会活動からすれば、別段面積というのは、少し大きなくくりにしなながらも、その単位というのは、大きくならざるを得ない、大きくなるような形での農地を取得して下さいという言い方をするのが正解になってくるのかなという感じもしておりますけども、当面のところは2020年に実施をされる予定の農林業センサスの結果を踏まえて、当委員会としては

検討すべきではないかという意見でございましたので、今年度は平成30年度の数値をそのまま継承したいという考えでございます。

議長 只今事務局より、また、情報調査委員会の山下代理からも（会長）報告がございました。何か皆さんの方でご意見、ご質問がございませうでしょうか。

（ありませんの声多数）

見直しをする材料がないということで、昨年と同様ということでよろしいでしょうか。

白石係長 議長すみません。

議長 どうぞ。

（会長）

白石係長 今回の検討においては、現行の下限別段面積を変更しないことのご承認をいただきましたので、変更しない理由等について、大田市のホームページで公表することといたします。

なお、告示につきましては、面積に変更が生じた場合のみとなっております。よって、今回告示は行いませんので申し添えます。以上でございます。

議長 それでは、以上で議案の方はすべて終了いたしました。（閉会宣告）

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

令和元年6月24日

会 長

（議事録署名委員）

4 番

6 番
